

・調査要綱及び投資部門の定義

指数先物取引・指数オプション取引・有価証券オプション取引

ファイル構成

東証REIT指数先物取引以外の4つの上場商品についてはまとめて、Excel ファイルで掲載。Excel ファイルは各商品ごとにそれぞれ別のシートで4つの商品を順番に並べて収録。東証REIT指数先物取引については、Excel ファイルを掲載。

対象銘柄・取引

東京証券取引所に上場する株価指数先物取引(東証業種別株価指数先物取引及びTOPIX Core30 先物取引を含む)、ミニTOPIX先物取引、東証REIT指数先物取引、株価指数オプション取引、有価証券オプション取引の全限月取引。ToSTNeT 取引、過誤訂正のための取引も含む。

調査対象

全取引参加者の自己取引及び「資本金の額が 30 億円以上」の取引参加者が東証に発注した委託取引

投資部門の定義

- (1)証券会社

取引参加者の自己取引及び(9)b.を除く同業他社からの委託取引。

- (2)都銀・地銀等

銀行法により免許を受けた国内普通銀行。

- (3)信託銀行

社団法人信託協会に加盟している信託銀行。

- (4)生保・損保

保険業法に規定する生命保険会社及び損害保険会社。

- (5)その他金融機関

(2)～(4)に記載されたもの以外の金融機関。

具体的には、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、各種共済、政府系金融機関(整理回収機構含む)、外国銀行の在日支店等が該当する。

- **(6)投資信託**

投信法(「投資信託及び投資法人に関する法律」)に規定する投資信託委託会社及び資産運用会社。

- **(7)事業法人**

(1)～(6)及び(9)以外の株式会社、有限会社、持分会社(合名・合資会社又は合同会社)。

なお、金融機関を傘下に保有するものも含め、持株会社は全て事業法人に該当することとなる。

- **(8)その他法人等**

金融機関、投資信託、事業法人に該当しない(9)以外の法人等。具体的には、政府・地方公共団体とその関係機関、財団法人、特殊法人、従業員持株会、親睦会、労働組合等の諸団体、金融機関以外の外国企業の在日支店等が該当する。

- **(9)海外投資家**

a. 外為法(「外国為替及び外国貿易法」)第6条第1項第6号に規定する「非居住者」。なお、日本企業の在外支店及び現地法人については「非居住者」となるため、「海外投資家」に含まれるが、下記b.を除く外国企業の在日支店については「居住者」となるため、上記(5)「その他金融機関」または(8)「その他法人等」に含まれることとなる。また同様に、外国企業の日本の現地法人についても「居住者」となるため、それぞれの属する投資部門に分類されることとなる。

b. 東証非取引参加者である外国証券会社の国内に設ける支店。

国債先物取引・国債先物オプション取引

ファイル構成

2つの上場商品をまとめて、Excelファイルで掲載。Excelファイルは各商品ごとにそれぞれ別のシートで、2つの商品を順番に並べて収録。

対象銘柄・取引

東京証券取引所に上場する中期・長期国債標準物に係る先物取引、長期国債先物取引に係るオプション取引の全限月取引。イブニング・セッション、ToSTNeT取引、過誤訂正のための取引も含む。

調査対象

全取引参加者の自己取引及び取引参加者である主要金融機関若しくは「資本金の額が30億円以上」の証券会社が東証に発注した委託取引。

投資部門の定義

- **(1)証券会社**

証券会社である取引参加者の自己取引及び(8)b.を除く同業他社からの委託取引。

- **(2)銀行**

銀行法により免許を受けた国内普通銀行並びに社団法人信託協会に加盟している信託銀行からの委託取引及び当該投資部門に属する取引参加者の自己取引。

- **(3)生保・損保**

保険業法に規定する生命保険会社及び損害保険会社からの委託取引及び当該投資部門に属する取引参加者の自己取引。

- **(4)その他金融機関**

(2)及び(3)以外の金融機関からの委託取引及び当該投資部門に属する取引参加者の自己取引。具体的には、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、各種共済、政府系金融機関(整理回収機構含む)、外国銀行の在日支店等が該当する。

- **(5)投資信託**

投信法(「投資信託及び投資法人に関する法律」)に規定する投資信託委託会社及び資産運用会社。

- **(6)事業法人**

(1)～(5)及び(8)以外の株式会社、有限会社、持分会社(合名・合資会社又は合同会社)。

なお、金融機関を傘下に保有するものも含め、持株会社は全て事業法人に該当することとなる。

- **(7)その他法人等**

金融機関、投資信託、事業法人に該当しない(8)以外の法人等。具体的には、政府・地方公共団体とその関係機関、財団法人、特殊法人、従業員持株会、親睦会、労働組合等の諸団体、金融機関以外の外国企業の在日支店等が該当する。

- **(8)海外投資家**

a. 外為法(「外国為替及び外国貿易法」)第6条第1項第6号に規定する「非居住者」。なお、日本企業の在外支店及び現地法人については「非居住者」となるため、「海外投資家」に含まれるが、下記b.を除く外国企業の在日支店については「居住者」となるため、上記(4)「その他金融機関」または(7)「その他法人等」に含まれることとなる。また同様に、外国企業の日本の現地法人についても「居住者」となり、それぞれの属する投資部門に分類されることとなる。

b. 東証非取引参加者である外国証券会社の国内に設ける支店。